

# 地域管理経営計画等に関する懇談会議事次第

日 時： 平成25年3月11日 13:30～15:00  
場 所： 北農健保会館 3F 大会議室

1 開 会

2 北海道森林管理局長あいさつ

3 委員の紹介等

4 計画案等の説明

(1) 北海道国有林の主な取組み

(2) 平成24年度策定 地域管理経営計画等（案）の概要

5 意見交換

6 閉 会

## 平成24年度「地域管理経営計画等有識者懇談会」委員名簿

|                             |       |
|-----------------------------|-------|
| コープさっぽろ監事                   | 井上久子  |
| 環境カウンセラー                    | 岡崎朱実  |
| 北海道大学大学院農学研究院森林政策学研究室 教授    | 柿澤宏昭  |
| 独立行政法人 森林総合研究所北海道支所 支所長     | 川路則友  |
| 北海道新聞社 編集局 報道センター 部次長       | 坂本和之  |
| 東京大学大学院農学生命科学研究科附属北海道演習林 林長 | 芝野博文  |
| 北海道大学大学院農学研究院造林学研究室准教授      | 渋谷正人  |
| 北海道森林組合連合会 代表理事副会長          | 野呂田隆史 |
| 北海道木材産業協同組合連合会 会長           | 松原正和  |
| 北海道町村会 事務局長                 | 村山量次  |

(五十音順、敬称略)

## 北海道森林管理局出席者名簿

|               |   |   |    |   |
|---------------|---|---|----|---|
| 局 長           | 津 | 元 | 頼  | 光 |
| 企画調整部長        | 松 | 本 | 芳  | 樹 |
| 計画部長          | 平 | 野 | 均一 | 郎 |
| 森林整備部長        | 石 | 井 | 晴  | 雄 |
| 旭川事務所長        | 内 | 田 | 敏  | 博 |
| 函館事務所長        | 是 | 松 | 雅  | 巳 |
| 業務調整課長        | 川 | 島 |    | 裕 |
| 保全調整課長        | 荻 | 原 |    | 裕 |
| 計画課長          | 武 | 田 | 祐  | 介 |
| 指導普及課長        | 中 | 島 | 章  | 文 |
| 国有林野管理課長      | 多 | 田 | 和  | 宏 |
| 森林整備第一課長      | 小 | 西 | 秀  | 夫 |
| 森林整備第二課長      | 高 | 尾 |    | 聡 |
| 販売第一課長        | 清 | 水 | 隆  | 典 |
| 販売第二課長        | 島 | 津 | 泰  | 博 |
| 治山課長          | 林 |   |    | 茂 |
| 石狩森林管理署長      | 山 | 本 | 哲  | 也 |
| 空知森林管理署長      | 桃 | 木 | 康  | 雄 |
| 空知森林管理署北空知支署長 | 岡 | 崎 |    | 勝 |
| 上川北部森林管理署長    | 工 | 藤 |    | 穂 |

事務局

業務調整課  
計 画 課

## 地域管理経営計画等に関する懇談会の設置要領

### (目的)

#### 第1条

国有林野事業においては、将来にわたってその使命を十全に果たしていくため、国有林野を名実ともに「国民の森林」とするとの基本的な考え方の下に管理経営の方針を林産物の供給に重点を置いたものから、公益的機能の維持増進を旨とするものに転換することとしている。

このような中で「地域管理経営計画」、「国有林野施業実施計画」（以下「地域管理経営計画等」という。）の樹立にあたっては、「国有林野の管理経営に関する法律」第6条第4項の規定を受け、具体的には「国有林野管理経営規程」第6条第6項及び第14条第5項に基づき、学識を有する者からの意見を聴取すべく学識経験者からなる「地域管理経営計画等に関する懇談会」（以下「懇談会」という。）を設置するものとする。

### (組織)

#### 第2条

懇談会は「国有林野管理経営規程」第6条第6項及び第14条第5項に規定する「学識経験を有する者」から構成され、その委員は北海道森林管理局長が任命する。

### (任期)

#### 第3条

- 1 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

### (懇談会の開催)

#### 第4条

懇談会は、森林管理局長が以下の各号に該当する場合に開催するものとする。

- (1) 地域管理経営計画等を樹立又は変更するとき。
- (2) 国有林の地域別の森林計画を樹立又は変更するとき。
- (3) その他、森林管理局長が必要と認めたとき。

### (事務局)

#### 第5条

懇談会の事務局は、地域管理経営計画に係る事務にあつては北海道森林管理局企画調整部業務調整課、国有林の地域別の森林計画及び国有林野施業実施計画に係る事務にあつては計画部計画課に置くものとする。

(附則) この要領は平成11年 1月22日から施行する。

(附則) この要領は平成15年12月17日から施行する。

(附則) この要領は平成17年12月 1日から施行する。